資料３－１

さいたま都市計画防火地域及び準防火地域の変更について

【大宮駅東口大門町３丁目中地区】

都市計画法第１６条に基づく説明会の開催状況

【議案第４１６号関係】

議案第４１６号
さいたま都市計画防火地域及び準防火地域の変更について

【対象地区】
大宮駅東口大門町３丁目中地区

１　都市計画法第１６条に基づく説明会の開催状況

（１）説明会の開催状況

開催日時	令和５年８月２０日 １０：００～	令和５年８月２１日 １９：００～
開催場所	大宮区役所　２０１会議室	
出席者	４０名	２３名

（２）意見の要旨

意見の要旨	意見に対する市の見解
今後、住民が意見を言える機会はあるのか。	令和 5 年 10 月に縦覧を予定しており、意見書を提出できる。
地区の南東部の区域取りが歪になっている理由は。	将来の再開発事業の施行を意識し、隣地権利者との境界を区域として提案された。
準防火地域から防火地域に変更しても、耐火建築物が建つことに変わりがないのではないか。防火地域とする理由は。	本市では、高容積の区域は防災性を高める考えで防火地域を定めている。そのため、本地区も高容積となることから、防火地域の指定について都市計画原案をまとめた。